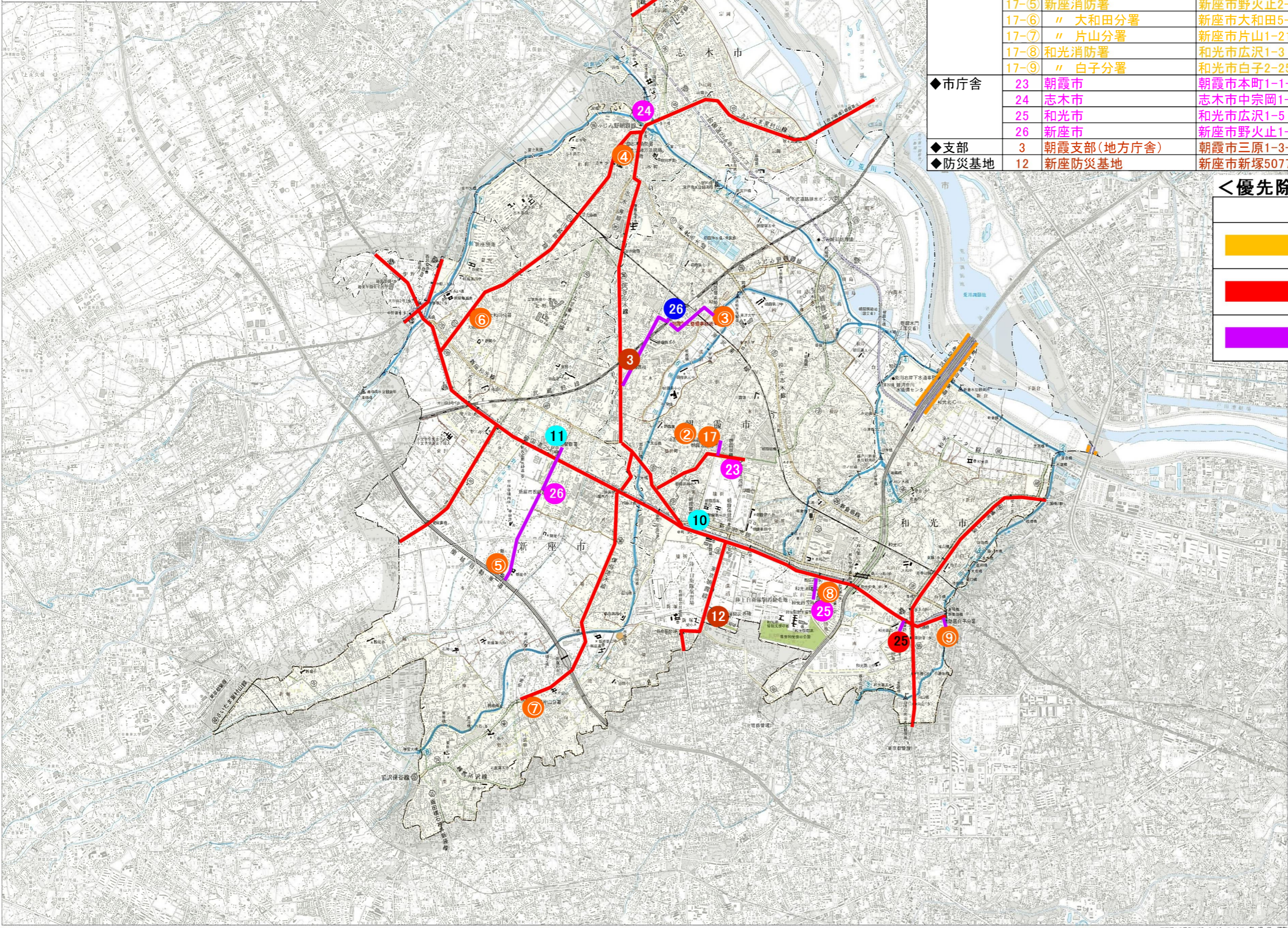




優先除雪道路

～朝霞県土整備事務所管内～



<アクセス確保施設>

種類	番号	施設	住所	アクセス道路
◆医療施設	25	埼玉病院	和光市諏訪2-1	R254号→市道
	26	朝霞中央総合病院	朝霞市西弁財1-8-10	保谷志木線→水道道路→市道
◆警察署	10	朝霞警察署	朝霞市幸町2-6-9	R254号
	11	新座警察署	新座市野火止7-1-38	R254号→市道
◆消防本部	17	埼玉県南西部消防本部	朝霞市溝沼1-2-27	保谷志木線→朝霞蕨線→市道
	17-②	朝霞消防署	〃	〃
	17-③	〃 浜崎分署	朝霞市浜崎666-1	保谷志木線→水道道路→市道
	17-④	志木消防署	志木市本町1-3-1	川越新座線
	17-⑤	新座消防署	新座市野火止2-9-45	R254号→市道
	17-⑥	〃 大和田分署	新座市大和田5-7-14	川越新座線
	17-⑦	〃 片山分署	新座市片山1-21-30	保谷志木線
	17-⑧	和光消防署	和光市広沢1-3	R254号→市道
	17-⑨	〃 白子分署	和光市白子2-25-10	R254号→市道
◆市庁舎	23	朝霞市	朝霞市本町1-1-1	保谷志木線→朝霞蕨線
	24	志木市	志木市中宗岡1-1-1	さいたま東村山線
	25	和光市	和光市広沢1-5	R254号→市道
	26	新座市	新座市野火止1-1-1	R254号→市道
◆支部	3	朝霞支部(地方庁舎)	朝霞市三原1-3-1	保谷志木線→水道道路
◆防災基地	12	新座防災基地	新座市新塚5077-5	東京朝霞線

<優先除雪道路>

管理主体	
	国管理
	県管理
	市管理

道路表 (県土整備事務所管理延長調査) (平成23年4月1日現在)

道路番号	路線名	市町村別延長(m)	合計(m)
一般国道			
17号	国土交通省管理	和92	92
29号	国土交通省管理	和1,148	1,148
計2路線	国土交通省管理		1,240
254号	朝霞市管理	和5,697	12,681
463号	朝霞市管理	和143	1,052
計2路線	朝霞市管理		13,733
主要地方道			
24	練馬所沢線	新2,264	2,264
25	新田橋石神新座線	新828	828
36	保谷志木線	朝2,656 志3,280	11,153
40	さいたま東村山線	志2,324 新5,171 志749	8,244
60	練馬川口線	和3,897	3,897
70	朝霞蕨線	朝7,159 志284	7,443
80	和光インター線	和4,245	4,245
計7路線			38,074
一般市道			
109	東京朝霞線	新1,055 朝693	1,748
110	新座和光線	新2,911 朝2,480 和2,100	7,491
112	和光志木線	和1,077 朝4,396 志493	5,966
113	川越新座線	志2,831 新1,327	4,158
119	宗岡さいたま線	志941	941
120	新座保谷線	新160	160
121	新座蕨線	和803	803
122	志木停車場線	志782	782
123	志木野朝霞線	志105 朝1,205	1,310
計9路線			23,339
県道計(16)			
			75,146

河川表

番号	水系	河川名	管理区別	管理種別	保全区域(m)	流域面積(km ²)
一般河川 (国土交通省管理)						
①	荒川	荒川	—	—	20	—
一般河川 (知事管理)						
2	新河岸川	新河岸川	右岸	30(管内)	1,348.377	51.95
3	白子川	白子川	右岸	20	124.76	3.15
4	越戸川	越戸川	右岸	20	8.26	0.26
5	谷中川	谷中川	右岸	—	4.24	—
6	栗目川	栗目川	右岸	30	18.54	0.71
7	柳瀬川	柳瀬川	右岸	20	14.28	—
準用河川						
番号	水系	河川名	管理者	管理延長(m)	流域面積(km ²)	
1	荒川	中沢川	新座市	1,430	1.85	
2	荒川	田新河岸川	新座市	500	0.24	

公園表

No.	番号	公園名	種別	面積(m ²)
1	5.5.1	和光樹林公園	緑地	20.2
2	5	新座緑道	緑道	0.48

急傾斜地崩壊危険区域

No.	区域名	所在地	指定面積(ha)	指定年月日	告示番号
1	妙倉沢	新座市栄一丁目	0.51	H14.1.25	第115号

朝霞県土整備事務所管内～優先除雪道路～について

埼玉県では、平成26年2月の大雪を受け、地域防災計画の見直しを行い、大雪時の対応において、優先除雪道路を選定することとしました。

なお、優先除雪道路は、地域防災計画に規定しているもののほか、緊急輸送道路等を指定しています。

(参考)

埼玉県地域防災計画 第3編風水害編 第5章 雪害対策(抜粋)

「異常な積雪に伴い、除雪能力が大幅に制限されることを想定し、優先的に除雪すべき路線(防災活動拠点施設、警察署、消防署、災害時に拠点となる病院施設等の沿線)をあらかじめ選定し、管内関係機関で共有しておくものとする。」